

須賀川市公民連携（PPP）取組方針

令和2年8月

須賀川市

須賀川市公民連携（PPP）取組方針

I PPP基本方針の策定について

- 1 方針策定の背景と目的……………1
- 2 PPPとは……………2

II PPP推進基本方針

- 1 基本方針……………3
- 2 活用の範囲……………4
- 3 目指すべき方向性……………5

III PPP手法の選定

- 1 PPPの各種手法……………7
- 2 行政の関与とPPPの効果……………12
- 3 PPP手法の担い手となり得る実施主体……………12
- 4 活用検討の基本的な流れ……………13
- 5 民間との対話……………14

IV 推進体制

- 1 庁内体制……………17
- 2 企画政策課の役割……………17
- 3 民間参入や創意工夫を喚起する環境の整備……………17

V PPP導入に関する留意事項

- 1 PDCAサイクルによるPPP活用の評価……………19
- 2 職員の意識改革と環境整備……………20
- 3 導入手法の考え方（参考）……………21

I 公民連携（PPP）基本方針の策定について

1 方針策定の背景と目的

本市の行財政改革の取組みとしては、第8次総合計画における施策「持続可能な行政経営の推進」において、事務の簡素化と統廃合、指定管理者制度の導入、職員の定員適正化などの事務事業の効率化や自主財源の確保など、これまでも継続して取り組んでおり、令和2年度には、公共施設等総合管理計画個別施設計画の策定を予定しています。

今後は、人口減少による市税等の減収などによる歳入減少、少子高齢化による社会保障関係費や公共施設等の維持・更新に伴う財政需要などの増大が見込まれ、市の財政状況は、より厳しさを増すことが予想されます。

一方、社会経済情勢が大きく変化し、市民ニーズが多様化している中、行政サービス水準を維持するためには、限りある行政資源を効果的・効率的に活用し、将来にわたって持続可能な行政経営を継続する必要があります。そのためには、行政だけでなく、市民との協働に加えて、民間団体や民間事業者などと連携しながら、行政サービスを提供する仕組みを整えることが必要です。

この取組方針は、本市の公民連携の基本的な考え方や事業手法を選択する際のガイドライン、民間との連携・協働を進める上での留意事項と、行政サービスの提供における様々な事業手法を具体的に示すことで、民間活力の積極的な活用を推進することを目的とします。

2 PPPとは

PPP (Public Private Partnership : 公民連携) とは、行政と民間が連携・協働により、最適な公共サービスを提供し、地域の価値や市民満足度の最大化を図る手法の概念を総称したものです。

これまで行政が行ってきた分野に、民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを活用することで、行政サービスの質の向上や業務の効率化、地域経済ならびに地域活動の活性化などを目指すものです。

PFI^{※1}、指定管理者制度、民間委託、民営化などのサービス提供を対象とするものや、公有資産に民間サービスを誘導するものや、公民の協働によるまちづくりなど様々な手法や概念があり、今もなお、制度的・概念的な進化が続いています。

※1 PFI(Private Finance Initiative、民間資金を活用した社会資本整備)

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

(参考)

国の動向

国においては、平成 11 年に「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という)により制度を導入し、多様な公民連携の手法を推進することで、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を目指すこととしています。

令和元年の「PPP/PFI推進アクションプラン」においては、本格的な人口減少社会の中で、新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制等を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営に、多様なPPP/PFI、とりわけ民間の経営原理を導入するコンセッション事業^{※2}の活用が重要であるとしています。そのためには、収益性を高めつつサービス購入型PFI制度事業や指定管理者制度等の多様なPPP/PFI事業をファーストステップとして活用することを促すことが効果的であると示しています。

※2 コンセッション(公共施設等運営権)

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設運営権を民間事業者に付し、民間事業者は施設運営権を抵当に自己資金を調達することを可能とした事業方式で、平成 23 年のPFI法の改正により導入された。

Ⅱ 公民連携（PPP）推進基本方針

1 基本方針

公民連携（PPP）の活用にあたっては、中長期的な行政経営の視点を持ち、民間事業者等と行政が対等な立場に立って、行政サービスについて民間活力の検討を行います。また、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な行政サービスの実施が見込めるものについては、原則として、積極的に民間に委ねることを基本方針とします。

推進にあたっての基本的な考え方と目指すべき方向性については次の3つの方針によることとします。

方針1：PPPの活用

民間事業者等が有するノウハウ、専門知識、技術等が行政サービスに生かされるよう、公的関与のあり方を再検討するとともに、業務の再構築や、組織・施設にまたがる共通業務を集約化させるなど、既存の枠組みに捉われないことなく市民満足度の向上を目指した発展的な取組みとしてPPPの活用を図ります。

方針2：PPP手法の選択と評価

民間事業者等が様々な行政サービスに参入していることを踏まえ、現行の手法に捉われないことなく、民間事業者等が担うことが可能なものは、最適な民間事業者等による行政サービスの提供が行えるよう、適切なPPP手法を選択します。また、導入の効果等を評価し、有効性の検証を行います。

方針3：PPP活用に向けた環境整備

PPPによる行政経営を実現するため、民間の発想を積極的に取り込むことができる組織風土の醸成や職員の意識改革、民間事業者等との協働・連携の効果が発揮できる仕組みづくりなど、積極的なPPP活用に向けた環境を整備します。

2 活用の範囲

本市における公民連携（PPP）活用の範囲は、あらゆる分野・領域・部門・制度・サービス等についての事務事業とし、下記に掲げる「必要性」、「公共性」、「民間の市場原理」の視点から行政の活動範囲として適当であると判断した事務事業において活用していくものとします。ただし、法令等に基づき市職員が直接実施しなければならない事務事業等を除きます。

（1）行政の活動範囲

行政の活動範囲は、次に掲げる視点により、本市の事務事業として維持すると判断したものとします。

また、行政の活動範囲外としたものは、民営化や事業の廃止を含め、在り方を検討します。

ア 必要性の視点

- ・当該事務事業が当初設定した目的を達成するための役割を現在も担っている。
- ・成果、効果の見込みが説明できる。また、成果、効果は、「須賀川市総合計画」の基本計画に定められた施策の実現に貢献している。

イ 公共性の視点

- ・私益性に偏っておらず、市民全体の福祉の増進に寄与する事務事業である。
- ・特定の市民や団体を対象としたサービスであっても、サービスの提供を通じて、第三者にも受益が及ぶ事務事業である。

ウ 民間の市場原理の視点

- ・民間の市場原理に任せることで、目的を達成できる事務事業である。
- ・市の関与が市場の規制につながらない。

(2) 行政の活動範囲のうち、PPP活用の範囲外とするもの

行政の活動範囲としたもののうち、次の事項に該当するものは、PPP活用の範囲外とします。

- ア 法令等に基づき、市職員が直接実施しなければならない事務事業
- イ 許認可など公権力の行使に当たる事務事業（ただし、法令等により民間等が実施できることとされているものを除く。）

※法令等に基づき、市職員が直接実施する事務事業であっても、民間等が担うことが関係法令に抵触しない部分がある場合には、事務事業の細分化や再構築を行い、PPP活用を検討します。

3 目指すべき方向性

PPP活用推進の7つのポイント

- (1) 市民サービスの維持・向上
- (2) 行政資源の有効活用と重点配分
- (3) 公共サービスの最適化
- (4) 業務の専門性の向上
- (5) 新たな市場機会の創出
- (6) 協働の推進
- (7) 民間的視点の導入

(1) 市民サービスの維持・向上

民間事業者等のノウハウ、専門知識、技術等を活用することにより、事業期間の短縮や、行政だけでは生み出すことができなかった多様なサービスの展開を図り、市民サービスの維持・向上を目指します。

(2) 行政資源の有効活用と重点配分

行政と民間の役割分担について、行政が担うべき役割を明確にすることにより、限られた行政資源を市が直接実施すべき分野である政策立案や少子高齢化対策等の社会情勢の変化に対応した行政が担う優先度の高い分野へ重点的に配分することで有効に活用することを目指します。

(3) 公共サービスの最適化

民間事業者等のノウハウ、専門知識、技術等を活用することにより、事業実施の効率化を図るとともに、経費の削減や一時的な事務量増加等の負荷変動に対応した職員数の抑制、事務の効率化に繋がります。

(4) 業務の専門性の向上

設計・調査業務、情報通信分野、福祉サービスなど、民間事業者等が有するノウハウや高度な技術と専門的な知識を活用することで、業務の専門性の向上を図ります。

(5) 新たな市場機会の創出

これまで市が実施してきた業務を外部に委ねることで、民間事業者等の参入機会の拡大を促し、雇用の創出、地元企業の発展、地域経済の活性化につなげます。

(6) 協働の推進

地域に密着した多様な民間事業者等と連携・協働により、市民サービスを展開することで、民間事業者等の活動の場を拡大し、市民力・地域力の向上につなげます。

(7) 民間的視点の導入

PPPの活用により、事務事業の整理、再構築にあたっては、民間的な視点による事業手法等を導入できるか検討を行います。

また、民間が考える市民サービスの提供などについて、情報を共有し、民間を行政のパートナーとして位置付け、対等な関係で考えていくことで、民間のノウハウを蓄積します。

Ⅲ PPP手法の選定

市民満足度を高める質の高い行政サービスを実現するためには、PPP活用の範囲にある事務事業の形態、内容、特性に応じて、最も効果的な手法を選択する必要があります。

1 PPPの各種手法

類 型	主な手法例
(1) 公共サービス型	民営化、PFI（BTO方式、DB方式、コンセッション方式など）、指定管理者制度、民間委託等
(2) 規制緩和・支援型	市民協働、広域連携等
(3) 公有財産活用品	ネーミングライツ、市有財産の貸し付け等

PPP手法については、手法の目的や性質によって、以下の類型に基づいて分類します。

(1) 公共サービス型

ア 民営化

民営化とは、「民間ができるものは民間に委ねる」という原則に基づき、民間が主体となってサービスの提供や事務事業を行う方が望ましいものについて、民間事業者に移行することです。

民営化には、主に以下の2つの方式があります。

①「公設民営方式（民間譲渡）」・・・直営で運営、もしくは、その施設を活用して提供している公共サービスについて、当該施設等の譲渡と当該サービス提供主体の転換を併せて行う形態。

※なお、民間譲渡にあたっては、財産処分に伴う手続きが必要

②「民設民営方式」・・・施設新設を伴う事業で、民間による施設整備及び運営によって行政サービスを提供する形態。

イ 指定管理者制度

指定管理者制度とは、地方自治法第244条に規定された公の施設について、地方公共団体が指定する法人その他の団体である民間に、公の施設の管理運営を委ねることです。

この制度では、公の施設の設置目的を失うことなく、適切な管理を確保した上で、民間事業者や NPO 団体等に施設の管理者として使用許可権限を与えることにより、多様化する市民ニーズに効率的・効果的に対応し、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウや専門的知識等を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るものです。

具体的な手続については、「須賀川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「須賀川市長が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則」に則り事務を進めるとともに、指定管理者制度の導入を検討すべき施設等については、「須賀川市指定管理者制度ガイドライン」を確認しながら進めます。

ウ 民間委託

民間委託とは、市が行政責任を果たすうえで必要な監督権などを留保しつつ、その事務事業を民間事業者や外部の団体及び個人などに委託することです。

市民サービスや各種の事務事業について、「市が直接実施する必要があるか」また、「民間に委ねることによって質の向上や経費の節減などにより効率的な業務執行を図ることが可能か」という視点から、民間委託を進めます。

エ P F I (Private Finance Initiative、民間資金を活用した社会資本整備)

P F I とは、従来、地方公共団体が自ら行ってきた公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI 推進法)」に基づき、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行うものであり、地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法です。

国は、「多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針」において、人口 20 万人以上の地方公共団体に対し、公共施設等の整備・運営・維持管理において、これまでの公設公営等による手法に先立って P P P / P F I 手法の導入検討を行わなければならないとする規定 (優先的検討規程) の策定を要請しており、人口 20 万人未満の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましいものとしています。

事業方式としては、BTO^{※1}、BOT^{※2}、BOO^{※3}などの新たに施設を建設される際に用いられる方式の他に、RO^{※4}と呼ばれる既存施設を改修する際に用いられる方式があります。

また、公共施設等の管理者が資金調達を負担し、設計・建設、維持管理・運営を民間に委託するDBO^{※5}方式などもPFIの類型に分類されます。

事業形態としては、施設の利用やサービスの料金等で事業費を賄う独立採算型、サービスに公共施設等の管理者が対価を払うことで、事業費を賄うサービス購入型、その両方を組み合わせ、サービスの料金等と公共施設等の管理者の支払により、事業費を賄う混合型(ミックス)があります。

※PFI法第2条の公共施設等

公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
公用施設	庁舎、宿舍等
公益的施設	賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等
その他の施設	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設及び研究施設

※1 BTO(Build Transfer Operate):PFI事業方式の1つ。民間が自らの資金で対象施設を建設(Build)し、完成後すぐに公共施設等の管理者に所有権を移転(Transfer)するが、維持管理・運営(Operate)は民間が行う方式。

※2 BOT(Build Operate Transfer):PFI事業方式の1つ。民間が自らの資金で対象施設を建設(Build)し、維持管理・運営(Operate)を行い、事業終了後に所有権を公共施設等の管理者へ移転(Transfer)する方式。

※3 BOO(Build Own Operate):PFI事業方式の1つ。民間が自らの資金で対象施設を建設(Build)し、所有権を維持(Own)し、維持管理・運営(Operate)を行う方式。

※4 RO(Rehabilitate Operate):PFI事業方式の1つ。民間が既存の施設を改修(Rehabilitate)し、維持管理・運営(Operate)を行う方式。

※5 DBO(Design Build Operate):PFIに類似した事業方式の1つ。公共施設等の管理者が資金調達を負担し、設計・建設、維持管理・運営を民間に委託する方式。

(2) 規制緩和・支援型

ア 市民協働

本市と市民等が目的を共有し、それぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重・協力して、公共の利益を実現するために活動するものです。

本市においては、協働によるまちづくりに関する考え方や協働のまちづくりを実践するための取組みを示した「市民との協働によるまちづくり指針」を平成19年4月に策定し、市民活動団体への事業委託等の事業に取組み、市民活動を推進するための環境づくり、ひとづくりに努めてきました。

今後も市民協働に関する協働・連携事業の実施にあたっては、協働のまちづくり推進の指針に示された協働を推進するための手法について、積極的に活用を図り、更に既存事業以外においても事業検討を行い市民との協働のまちづくりを進めます。

イ 広域連携

地方自治法に基づき、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、協議会、機関等の共同設置、事務の委託や一部事務組合、広域連合の設置により共同処理を行うなど、地方公共団体が相互に連携するものです。

本市においては、こおりやま広域連携中枢都市圏に参画し、構成各市町村と広域的連携により、主体的なまちづくりの理念と課題を踏まえた将来展望の実現に向け、広域的に学び、働き、暮らし続けることができる圏域づくりを推進しています。

(3) 公有財産活用型

ア ネーミングライツ（命名権）

公共施設に愛称として民間企業の名前やブランド名を付与する権利で、契約した民間等から命名権料等を得ることにより収入の増加を図るものです。

導入方法としては、市が導入施設のスポンサー企業等を募集する「募集型」とスポンサー企業等がノウハウ・アイデアを生かした施設等の魅力向

上につながる提案をする「提案型」があります。

イ 市有財産の貸付け

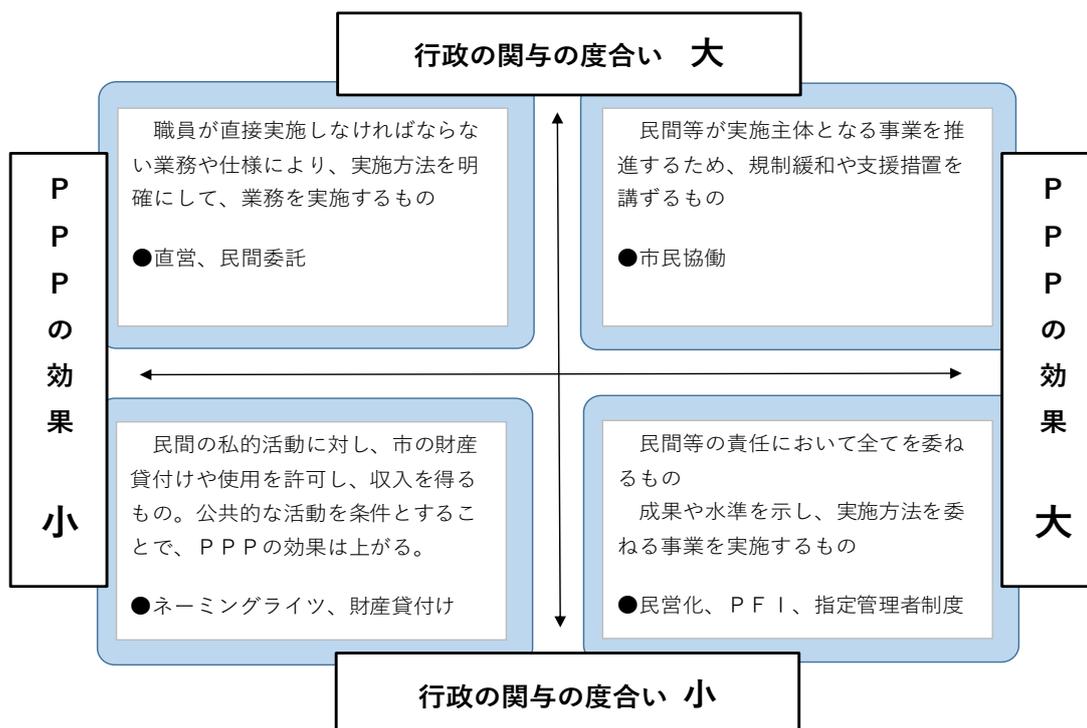
本市が所有する財産を民間等に貸し付け、賃借料などによる収入の増加を図るとともに、民間等が地域の価値や施設の利便性を高める事業を行うことにより、市民サービスの向上を図るものです。

国においては、「PPP/PFIの抜本的な改革に向けたアクションプラン」において、公的不動産の利活用について、民間等からの自由な提案を募ることで、財政負担を最小に抑え、公的目的を最大限に達成することを目指して、既存施設や公的不動産の生産性を高めるようなPPPの取組みを推進しています。

本市においては、低・未利用地の売却などのほか、公共施設への自動販売機の設置、市有地の貸付け等を実施しています。

市有財産の貸付については、貸付料等による収入の増加のみならず、未利用財産を民間等が活用することにより、市民に新たな便益を提供するなどの有効的な活用等が図られることから、今後も積極的な検討を行うものとしします。

2 行政の関与とPPPの効果



3 PPP手法の担い手となり得る実施主体

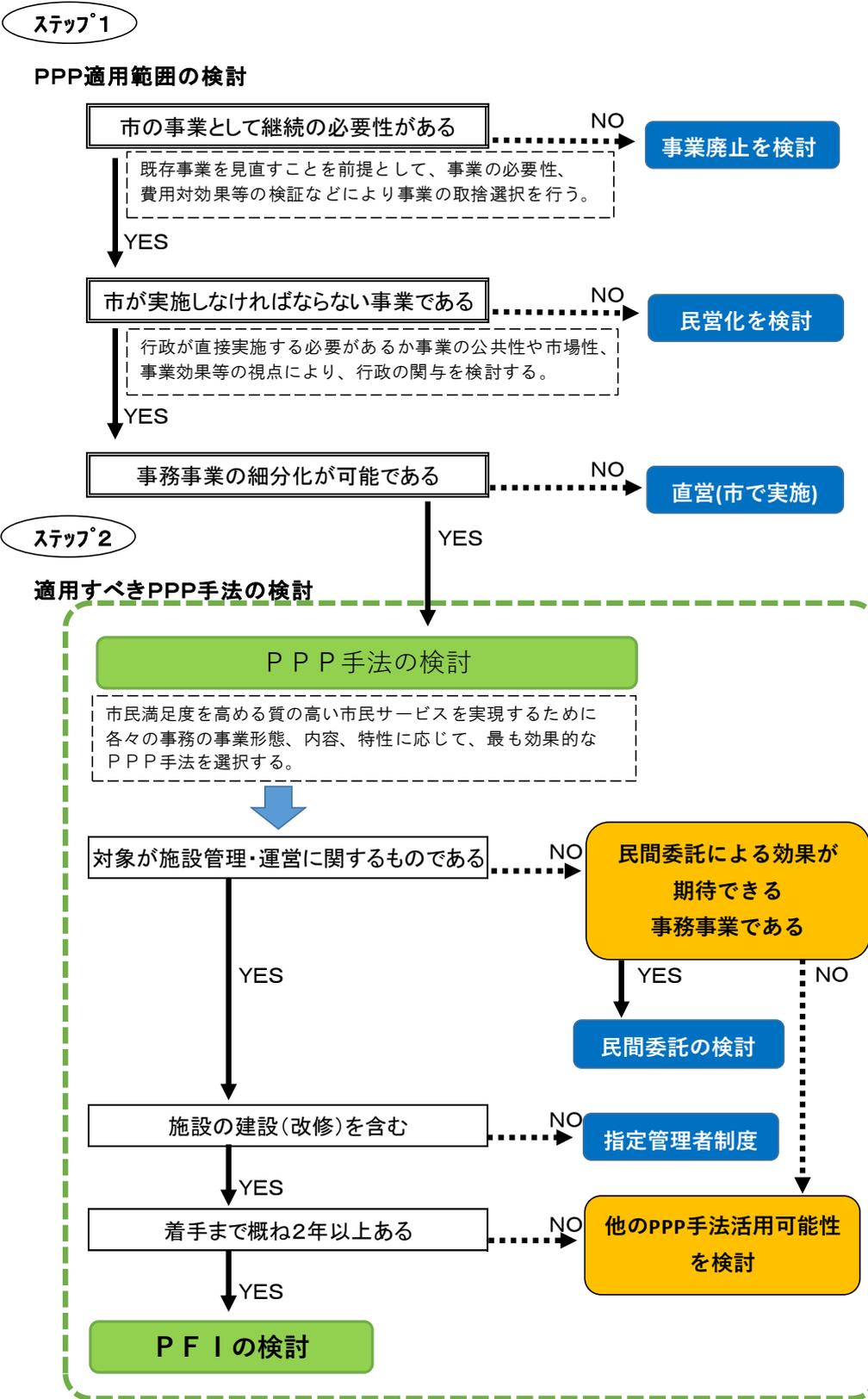
手法 \ 主体	法人等	NPO	市民団体	地域団体	サークル	個人	他の地方公共団体
民営化	○	○	○	○			
PFI	○						
指定管理者制度	○	○	○	○			△
民間委託	○	○	○	○	△	△	△
市民協働	△	○	○	○	○	○	
広域連携							○
ネーミングライツ	○	○					
市有財産の貸付け	○	○	○	○	○	○	△

○：担い手となる可能性が高い。

△：担い手となる可能性がある。

4 活用検討の基本的な流れ

『PPP活用に向けた検討フロー図』



5 民間との対話

民間との対話の促進は、今後、公民連携を推進する上で、必要不可欠なものとなります。民間との対等な関係を構築しつつ、課題を共有し、質の高い対話を行っていくためには、民間から漠然とアイデアを募集するのではなく、行政や地域の課題を明確な証拠(エビデンス)により示したうえで、対話に臨むことが重要です。

本市においては、以下の考えに基づき、民間との対話の促進に努めます。

(1) 情報公開

民間との対話に際しては、行政や地域の課題を可能な限りデータ等による明確な証拠(エビデンス)とともに民間に示しつつ、本市が「何に困っているのか」「何をどのように解決(改善)したいのか」「どのようなゴールを見据えているのか」等の課題の明確化に努めます。

(2) 対話の促進

民間との対話の機会を増やすために、本市から民間に対話を働きかけるケースはもとより、民間自らが本市に対話を働きかけるケースも想定し、民間の視点による行政や地域の課題の抽出、あるいは、解決策の提案につなげられるよう、民間が提案しやすい環境づくりを進めます。

(3) 対話の実施

民間との対話を開かれたものとするために、サウンディング型市場調査[※]等を積極的に活用するとともに、対話の際には民間のアイデアがもたらす行政や地域の課題への作用を始め、その効果や他の手法との優位性等について確認します。

※サウンディング型市場調査

事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うこと。対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法。対象事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上を期待するもの。

(4) 対話における留意事項

民間との対話において、提案による課題への作用を始め、PPP手法を活用することの効果や他の手法との優位性等を、以下の点に留意して確認します。

ア 民間の高度な知識や技術を公共領域(サービス)において活用できること。

イ 持続可能で良質な市民サービスが提供でき、市民満足度の向上に繋がること。

ウ 「新たな市場機会の創出」や「地域や経済の活性化」に繋がること。

エ 現在の手法に比べて経費の抑制や事務の効率化が期待でき、「公共領域(サービス)の最適化」による効率的な行政経営に繋がること。

オ 地域に密着した民間との連携により、地域課題の解決を始め、地域力の向上や市民協働の推進に繋がること。

(5) 民間の公共意識(パブリックマインド)の確認

民間との対話を通して、提案を行う民間企業等の社会課題の解決に対する考え方や経営理念など、民間企業等の公共意識(パブリックマインド)の確認に努めます。

参考：本市での導入事例

※主なPPP手法

手 法		手法の概要	事例
民間委託		事務事業に係る一連の業務を包括して民間に委託し、民間のノウハウの活用より、人材やスペースの有効活用、運用・維持コストの削減を図る。	・庁舎管理、窓口業務 ・水道事業
指定管理者制度		民間事業者を指定管理者として指定し、民間のノウハウ等を活用することで施設の維持管理・運営等のコスト削減及びサービスの質の向上を図る。	・公共施設（49施設）
市有財産貸付		行政の所有する施設（普通財産）等を有償又は無償で民間に貸与し、民間が当該施設を活用した事業運営、サービスの提供を行うことで、財政負担を軽減しつつサービスの確保及び質の向上を図る。	法務局、ATM、自販機設置、市有地の貸与
P F I		・設計、建設から維持管理・運営等に至るまでの全部または一部を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、適切なリスク分担のもと効率的・効果的なサービスの提供を図る。（公共と事業者は事業契約を結ぶ） ・民間事業者がP F I事業の契約に基づいて、公共施設などの運営権を取得し、公共施設などの運営などの事業を長期的・包括的に行う。（公共施設等運営権制度：コンセッション方式）	翠ヶ丘公園 P - PFI
市民協働 （事業提携等）		・行政と民間、各々が持つ資源やノウハウを生かした役割・経費・責任の分担のもとサービス提供・施設管理を行う。 ・市民、民間事業者による公共空間等を活用したまちづくり	金融機関、福島大学等との包括連携協定、民間による公共空間の利活用、公民連携まちづくり
民 営 化	民設民営	・民間が施設の建設、所有、管理運営を行う。 ・行政と民間の共同出資による第三セクターが施設等の建設、所有、管理運営を行う。 ・施設を管理運営する民間に対し、行政が一定の要件のもとに支援する。	認定こども園



IV 推進体制

1 庁内体制

PPPの導入は、直接事務事業を所掌する部署が主体となり、継続的な事務事業の見直しを行うことを基本としますが、組織横断的な調整を要する業務等もあることから、PPPの導入にあたっての総合的な調整・推進、情報の提供等を企画政策課において行います。

なお、この方針の運用に当たって必要となる事項は、別に定めるものとします。

2 企画政策課の役割

PPPの導入にあたっての総合的な調整・推進、情報の提供等を行い、連携体制を構築し、組織横断的な調整を行います。

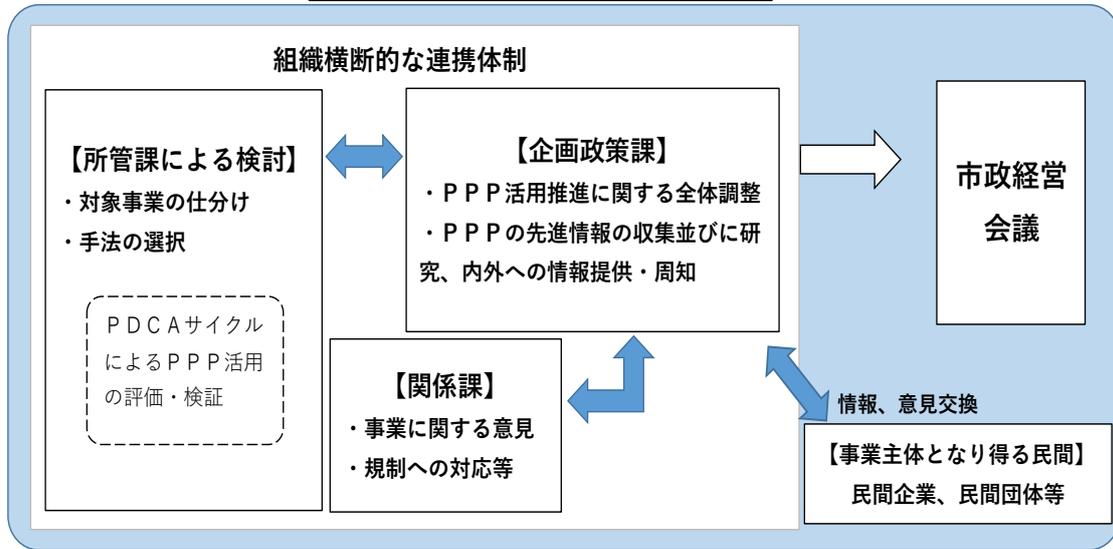
また、民間事業者等から地域経済の活性化や行政サービスの充実に資する事業企画や協力・支援に関する提案等について、総合的な調査・検討等を行います。

3 民間参入や創意工夫を喚起する環境の整備

PPP導入の推進にあたっては、これまでの行政サービスは、行政であるべきという市民の既成概念を払拭し、PPP推進への理解、協働を促すため、PPP導入検討に係る情報の公開や、PPP導入事業の周知に努めます。

また、行政が所有する情報だけでPPPの事業や内容を決めることなく、サウンディング型市場調査の実施などの手法をはじめ、民間との情報交換や対話の機会を積極的に設けることで、民間の創意工夫が発揮しやすく、参入意欲が高まる環境の整備に繋げるものとします。

庁内推進体制



V PPP導入に関する留意事項

1 PDCAサイクルによるPPP活用の評価

PPP手法導入前には、選択する手法が適切であるか、導入後には、選択した手法が想定した効果を挙げられているのかを評価し、常に適切な手法により事業を実施する必要があります。このため、評価結果に基づき、必要に応じて事業を見直し、事業実施手法を変更するなどの改善を行うPDCAサイクルによる事務事業のマネジメントを行います。

(1) 事前評価

PPP導入前の事前評価として、P13の【活用検討の基本的な流れ】で選択したPPP手法により、事業を実施した場合に想定される効果を明確にし、留意事項等を確認した上で、総合的な評価によるPPP手法の具体的な導入を検討します。

検討の結果、導入による効果が認められ事業を実施する上で課題がない、又は課題の解決が見込まれる場合は、そのPPP手法により事業に取り組みます。

また、選択したPPP手法により想定される効果については、事後評価の指標とするため、可能な限り定量的な設定をするものとします。

(2) 事後評価

PPP導入後には、業務成果の検査やモニタリング評価などの結果とともに、事前評価で想定した効果の達成度を評価し、実施したPPP手法が適していたのかを評価します。

また、評価を基に、事業の廃止等も含め、選択したPPP手法の継続、変更や市の直営事業にするなどの検討と併せ、更なる改善を加え事業を実施することを検討します。なお、新たに事業を実施する場合及び事務事業の改善を行う場合は、PPP活用の範囲を明確にし、選択した事業実施手法の事後評価を行うこととします。

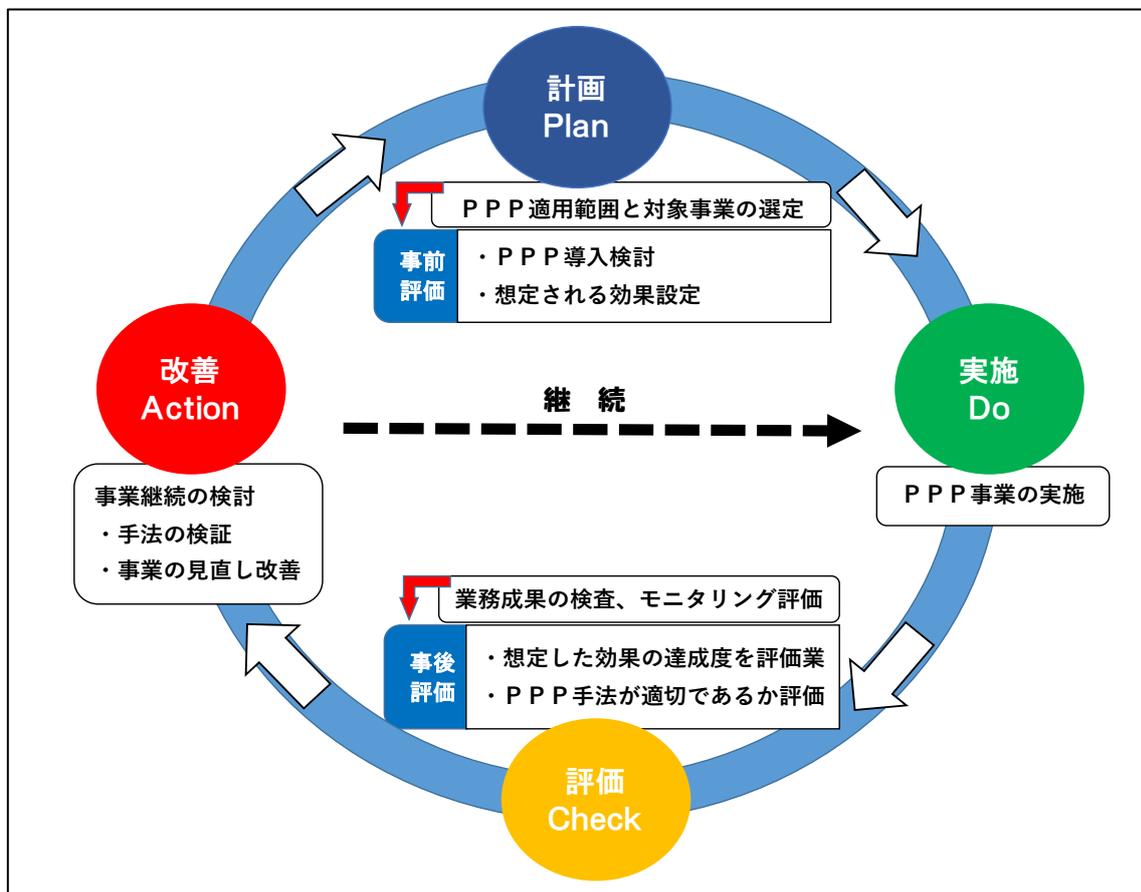
2 職員の意識改革と環境整備

職員に対し、PPPに関する先進事例、社会動向などの情報提供やPPPの専門的知見、ノウハウを持つ専門家による研修等を積極的に行うことにより、職員の意識改革や併せて民間的な発想を積極的に取り入れやすい環境整備に取り組めます。

また、公民連携事業の実施にあたっては、その事業分野は1つの課ではなく複数の課にまたがることが多いと考えられるため、事業の効果を最大限に発揮していくには、所管部署だけでなく、関連部署なども巻き込み、組織横断的な体制で課題解決に向けて取り組むことが必要となります。

PPPの推進による民間等と行政の役割分担の最適化は、効率的な行政システムの構築に寄与するものであり、それによって生じた余力は、新たな課題等への対応に振り向けることで、市民サービス全体の向上を図ることに繋がるという意識を全職員が共有できる仕組みづくりを構築します。

『PPP活用の評価フロー図』



3 導入手法の考え方(参考)

(1) 民営化

民営化にあたっては、市民ニーズや民間市場の調査等を前提に十分な議論や検討を行う必要があります。

・市民や関係機関等への合意形成、職員の処遇、補助金等の投入がある場合はその取扱いについての制度上の問題もあり、慎重な対応や取組みが求められる。

・情報提供、意見聴取など、民営化に対する十分な理解を得るよう努める。

・予想されるサービスの質や量、コスト、受益者負担の程度などについて、市が継続する場合と比較検証を行う。また、民間事業者の業務執行能力、執行体制などの実施主体としての適格性についても十分な検討を行うとともに、市が監督・指導を行う体制を整える。

・民営化を円滑に実施するために、必要に応じて経過的な措置を講ずるなど、民営化の段階的な移行を検討する。(事前に民営化後の実施主体として予定する者に業務を委託する、民営化後期限付きで財政その他の支援を行う等)

ア 民営化を検討すべき事務事業

(ア) 法令等の改正又は目的が既に達成され、市が実施主体となっても行う必要が失われ、又は減少した事務

(イ) 民間により、既に同種のサービスが提供されていて、市が実施主体から撤退しても十分なサービス量や質が継続して確保できる事務

(ウ) 市がサービスを提供するよりも民間がサービスを提供する方が、質や量、コストの面での向上が期待できる事務

(エ) サービスの需要が多くこれに伴う収入が見込まれ、民間の経営努力により採算がとれると見込まれる事務

(2) 指定管理者制度

ア 指定管理者制度導入の判断基準等

(ア) 市民(利用者)サービスが維持・向上するか(利用者数の増加やサービスの質の向上が図られるか)

(イ) 市民の平等利用が確保できるか

- (ウ) 管理運営経費の削減が図られるか
- (エ) 施設の設置目的が達成されるか
- イ 指定管理者制度の導入を検討すべき施設
 - (ア) 新たに設置する施設
 - (イ) 利用料金制の採用が可能な施設
 - (ウ) 使用許可権限を付与することに問題のない施設
 - (エ) 現在、管理業務の一部又は相当の部分を民間に委託している施設
 - (オ) 民間の施設と競合する施設
 - (カ) 管理主体に関し、個別法による制約のない施設
 - (キ) 利用者の個人情報保護が容易に図られる施設

(3) 民間委託

- ア 民間委託の判断基準
 - (ア) 市民サービスが維持・向上するか
 - (イ) 人件費等の経費削減が図られるか
 - (ウ) 事務処理の効率化が図られるか
 - (エ) 外部の専門的知識や技術の活用が図られるか
 - (オ) 法令に適合しているか
- イ 民間委託を検討すべき事務事業
 - (ア) 定型的な事務事業
 - (イ) 業務の形態が時期的に集中するなど常時一定の職員を配置する必要のない臨時的な業務
 - (ウ) 各種イベント、研修会、講習会などにおいて、民間委託により効率的な運営が期待できる業務
 - (エ) 管理、運営など民間の自主性の発揮により弾力的・効果的運営が期待できる業務
 - (オ) 民間の専門的知識、技術、設備等の活用を必要とするもの
 - (カ) 同種の業務を行っている民間の事業主体が多いなど民間委託により効率的・効果的な執行が期待できる業務

(4) PFI

今後、公共施設等の整備や既存施設の改修等を行うにあたって、民間の資

金や優れた経営能力の活用により、VFM[※]が達成される場合等にはPFIによる事業の実施についても検討することとします。

しかしながら、PFIでは行政にない知識やノウハウを必要とするほか、事業のメリットを発揮するためには、一定以上の事業規模が必要とされることから、十分に調査・研究した上で活用を検討することとします。

※VFM(Value for Money)

支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことで、従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。例えば、これまで50億円の税金を使って実施してきた公共サービスが、PFIにより40億円で実施できる場合、20%のVFMを得られたことになる。